

健康で快適に暮らせる生活環境を確保する

〔将来像〕

私たちの身の回りには、すがすがしい空気や水があり、健康的に暮らすことができます。また、まちには静けさや清潔さが感じられ、快適に暮らすことができます。

〔取組方針〕

こうした将来像を目標に、日々の生活や事業活動が、大気・水・土壌環境や、周囲に住む人々の生活にどのような影響を与えているかを一人ひとりが理解し、知恵を出し合い、お互いが協働して環境配慮に取り組むための意識を定着させ、健康で快適に暮らせる生活環境の確保を目指します。



(イラストはイメージです)

〔課題と方向性〕

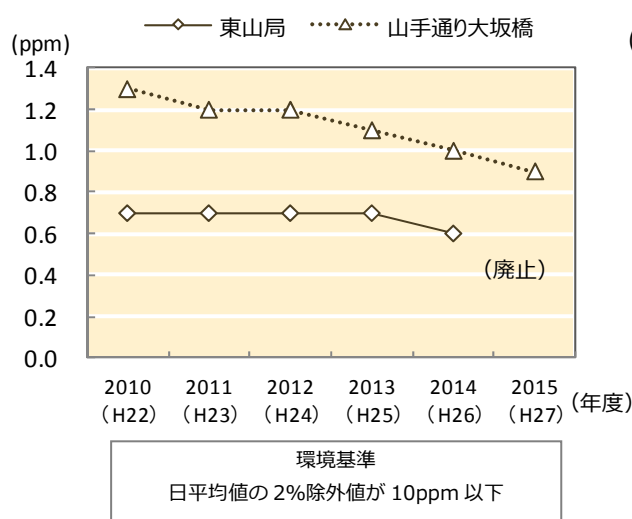
大気環境については、二酸化硫黄*、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）*、沿道の窒素酸化物*濃度等が環境基準を達成するなど、改善してきています。一方、光化学スモッグの原因である光化学オキシダント*や、健康への影響が懸念されるPM2.5*については、目黒区を含む都内で環境基準が達成されておらず、都全体での課題となっています。

水環境については、目黒川における3箇所の測定地点において、すべての項目で環境基準を満たしています。しかし、水温が上がる季節には悪臭や白濁が発生するなど課題が残されています。

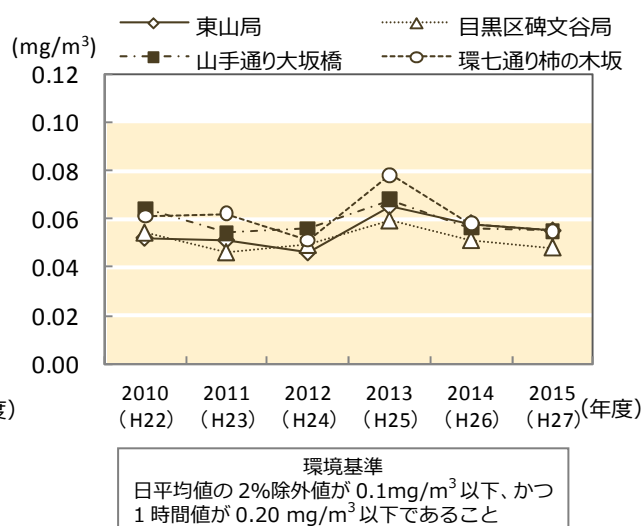
土壌環境については、土地利用の履歴、有害物質の使用・排出の状況を踏まえ、土壌汚染の調査を行うなど、指導をしていく必要があります。

このため、大気・水・土壌環境の保全については、大気環境の監視・情報提供、水環境の保全等、継続的な取組が必要です。特に大気環境については、PM2.5、光化学オキシダントに関わる取組について、都と連携した情報提供等を進める必要があります。

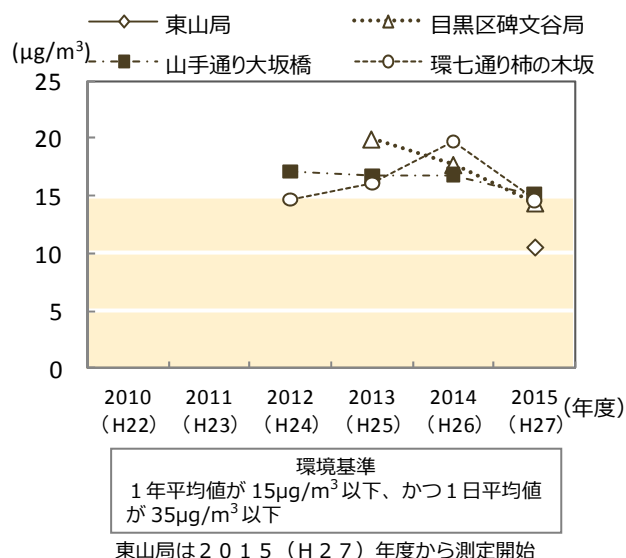
＜一酸化炭素濃度の推移＞



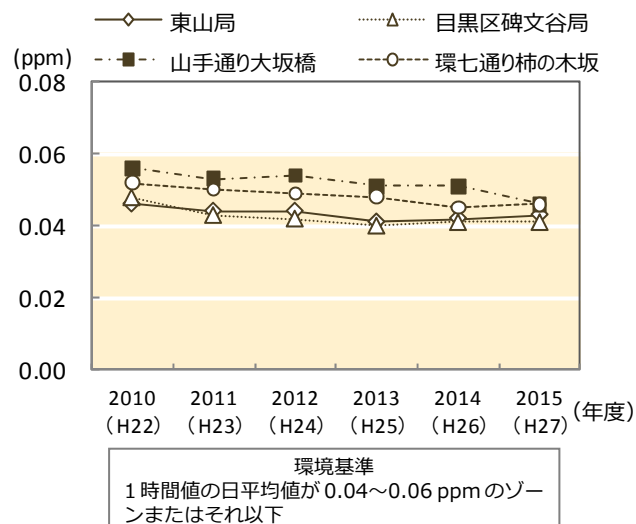
＜浮遊粒子状物質の推移＞

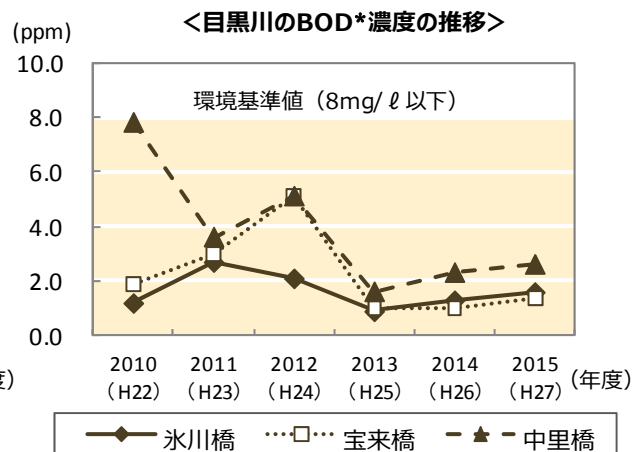
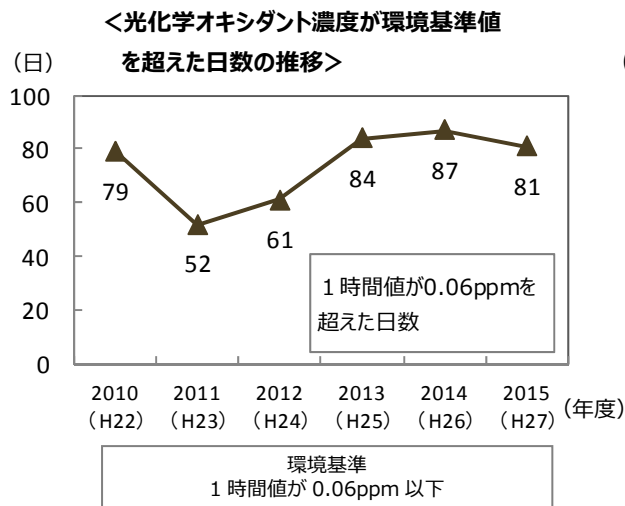


＜微小粒子状物質（PM2.5）の推移＞



＜二酸化窒素*濃度の推移＞

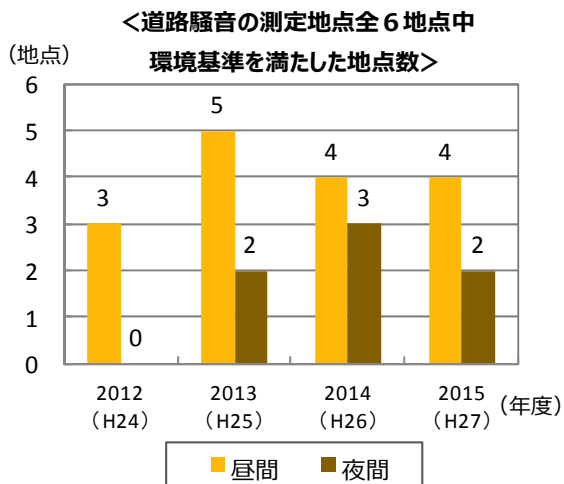




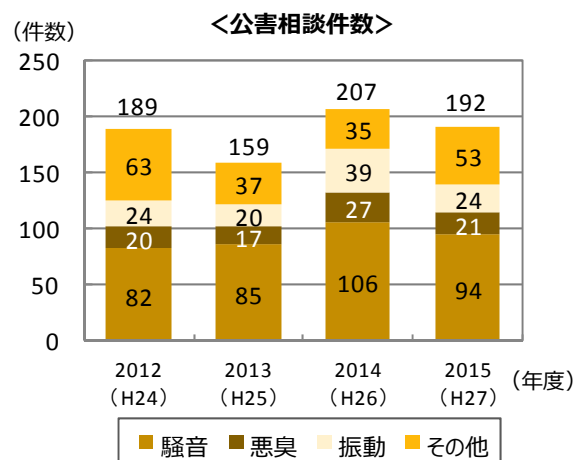
自動車騒音については、夜間の環境基準達成率が低い状況にあります。

また、生活公害に係る相談件数は、年間190件前後で推移しています。この中には騒音・振動・悪臭等の他に、建設工事の粉じんやアスベスト*不安、空き地の雑草等、多岐にわたる相談が寄せられおり、事案に応じて、現場での調査等も実施しています。

このため、騒音・振動・悪臭等の生活公害の防止に向けた取組の充実が必要です。

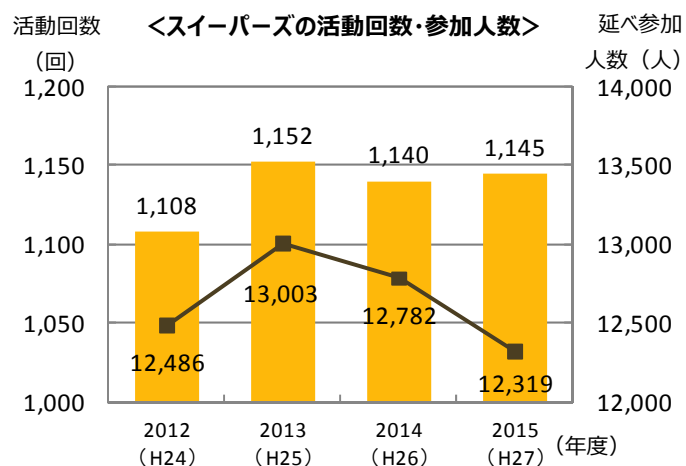


(測定地点について)
「国土交通省平成22年度道路交通センサス」(22区間)が対象であり、単年度の測定は、全22区間から偏りのないよう計画的に6区間(地点)を選定して実施



きれいで住み心地のよいまちをつかっていくため、区では、まちの美化に関する啓発活動や歩きたばこ・ポイ捨ての防止等に取り組んできました。まちの美化活動を行うボランティア清掃活動団体(スィーパーズ)の活動団体数は2015(平成27)年度現在、33団体となり、毎年度1,100回以上、延べ12,000人以上が清掃活動に参加しています。

今後も、区民、事業者と協力して、まちの美化活動を継続していくことが必要です。



〔「施策の目標」設定にあたっての考え方〕

- ・生活環境のベースである大気環境、水環境、土壌環境の保全に関する施策を設定します。
- ・区民、事業者の活動に起因する騒音・振動、悪臭等の生活公害への対応に関する施策を設定します。
- ・住み心地のよい生活環境の確保に関する施策を設定します。

〔指標〕

◎ 成果指標

区分	項目 (例)	目標
基本方針	住み心地よいと感じている人の割合※	増加

※：環境に関するアンケート調査で測定する項目

◎ 取組点検項目

区分	項目 (例)	目標 (方向)
施策の目標 4-1	大気・水・自動車騒音の環境基準達成率	達成
施策の目標 4-2	工場、指定作業場の監察件数	増加
施策の目標 4-3	犬のふん尿等に関する苦情件数	減少
	キャンペーン・セミナー参加者人数 (☆) (ポイ捨てキャンペーン・犬の飼い方セミナー)	増加

(☆)：重点的に取り組むテーマに係る取組

施策の目標 4-1 大気・水・土壌環境の保全

◇施策の進め方

区内の大気環境については、概ね環境基準を達成しています。しかし、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントについては、環境基準を達成しておらず、主要な発生原因の一つである揮発性有機化合物（VOC）*対策が課題となっています。また、浮遊粒子状物質よりさらに小さな粒子であるPM2.5がもたらす呼吸器等への影響が近年、クローズアップされるようになっていきます。

今後も引き続き、大気環境の監視と区民への情報提供、工場・事業場への規制・指導等を進めるとともに、国や都と連携して環境基準の達成に向けた取組を進めていきます。

区内の貴重な水辺である目黒川や呑川は、清流復活事業として落合水再生センターからの高度処理水の導水をはじめ、河床整正・浚渫（しゅんせつ）*及び河川清掃を継続してきたことで、過去のデータと比べ水質が改善され、魚や鳥類が確認されています。しかし、水温が上がる季節には水面の白濁や悪臭が発生し、その対策が課題となっています。引き続き、都や他区と連携して水環境の改善に取り組みます。また、河川や地下水等の調査と情報提供、工場・事業場への規制・指導等を行います。

私たちを取り巻く生活環境の中には多くの化学物質等が用いられています。近年では、その使用や廃棄に伴って発生する、アスベストやダイオキシン類*等の有害物質による汚染が問題となっています。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質に対する区民の不安の払しょくに引き続き努めていくことも必要です。

区民が安全で安心な生活を営めるよう、環境や区民の健康に悪影響を及ぼす恐れのある化学物質の適正管理、放射性物質への対応を適切に進めていきます。

◇主な施策

●大気環境の監視・情報提供

大気環境調査を継続的に進め、調査結果等の大気環境データを公表します。

●光化学スモッグ対策

光化学スモッグ情報の提供を行うとともに、主要発生源であるVOCについて東京都が進める排出対策の情報提供・啓発を行います。

●フロン回収促進及び代替物質への転換促進

オゾン層破壊及び温室効果をもつフロン等の削減のため、フロン代替物質への転換等の普及啓発を進めます。

●環境にやさしい自動車の普及促進

自動車NOx・PM法による最新規制適合車である営業用ディーゼル車の買換えのための融資あっせんを行います。

- **アスベスト対策**

建築物等におけるアスベストについて、民間建物に対する調査分析等の支援を行います。また、解体業者等に対し、大気汚染防止法等に基づく届出遵守の啓発を行います。

- **水環境の監視・情報提供**

河川や地下水の水質モニタリング調査を継続し、調査結果等の水環境データを公表します。

- **河川環境の改善**

河床整正・浚渫（しゅんせつ）及び清掃により河川の浄化対策を行います。また、区民とともに目黒川の清掃活動を行います。

- **水資源の保全と水循環*機能の回復**

水資源保全のために地下水揚水規制の普及を進めます。

- **工場跡地等の土壤汚染対策**

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「東京都環境確保条例」という。）に基づき、事業者が行う工場跡地等の調査に関する指導を行います。

- **化学物質の適正管理**

東京都環境確保条例に基づき、区内事業場における化学物質の排出実態を把握し、適正な管理を指導します。

- **工場・事業場への排出規制の実施**

東京都環境確保条例に基づき、工場・事業場からの汚染物質排出の規制・指導を行います。

- **自動車騒音・振動の監視**

区内主要幹線道路において自動車騒音・振動調査を行います。

- **騒音沿道対策**

道路交通騒音が著しい環七通り沿いにおいて、幹線道路の沿道の整備に関する法律による沿道地区計画に基づき、建築物の建築等に際し、後背地への道路交通騒音の防止を含め、良好な生活環境の形成に向けた規制・誘導を行います。

- **放射性物質への対応（各種測定）**

原子力発電所事故のその後の状況を注視しつつ、子どもの遊びや学びの場となる校庭・園庭等や給食食材に係る不安を払しょくしていく観点で、放射線量等の測定等の取組をしていきます。



目黒川における川底の均し工事

施策の目標 4-2 身近な環境問題への対応

◇施策の進め方

快適に暮らすことのできる生活環境の確保に向け、工場・作業場や建設工事等からの騒音・振動の状況を監視し、法令に基づき対策を進めていきます。

また、日常生活音、飲食店の臭気、エアコン室外機の騒音等の生活公害に関する相談への対応を進めるとともに、区民同士がお互いに配慮し、健全な近隣関係を維持できるよう、情報提供等を通じて身近な生活公害防止への理解を高めていきます。

◇主な施策

●工場等への指導

騒音規制法・振動規制法・東京都環境確保条例等に基づき、事業場や建設現場等から発生する騒音・振動の規制・指導を行います。

●生活公害（騒音・振動・悪臭等）に係る相談・調整

生活公害の苦情受付や、原因究明、当事者間の紛争への対応を行います。



騒音計



振動計

施策の目標 4-3 住み心地のよい生活環境の確保

◇施策の進め方

住み心地のよいまちであり続けるためには、歩きたばこや吸殻等のポイ捨て、犬のふんの放置をしないなどのモラルやマナーをみんなで守っていくことが必要です。

区では、「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例」を定め、「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という考えのもと、区、区民、事業者等が、それぞれ主体的に協働してまちの環境美化に取り組んできました。

今後も、一人ひとりのモラルやマナーを一歩一歩着実に向上させていくことを大切に、区民、事業者、来街者に向けたマナーの普及啓発を継続するとともに、地域主体の美化活動を支援していきます。

◇主な施策

●吸殻等のポイ捨て禁止・犬のふん放置等に対するマナー普及啓発

「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例」に基づき、まちの美化に関する啓発活動や路上喫煙禁止区域の指定、喫煙マナーの普及啓発を行います。

●地域美化活動支援

区民、事業者等が行う清掃活動・落書き消去活動等、地域のまちの美化活動に対する支援を行います。



スーパーズ活動



ポイ捨て禁止キャラクター